「飯能市立美杉台小学校・いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定 平成26年4月施行 平成30年4月改正 令和6年4月改正

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、美杉台小としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを、定期的にふり返り、改善を加えていくようにする。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

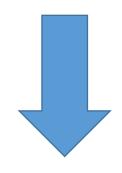
- (2) 教職員による指導について
 - □校内研修の確率と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
 - □いじめを許さない体制の確立と児童への周知
 - □いじめのサインの共通理解
 - □日常的な「分かる授業の」実践
 - □教員による自身の指導のふり返り
 - □学年経営を中心とした児童の活躍の場づくり、 居場所づくり、絆づくり
 - □道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
 - □児童理解による教育活動の精選、めあての確立
 - □社会体験や体験活動の推進と充実(学校応援団との連携)
 - □相互の授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創出
 - □異学年、異世代との交流の推進 他



・道徳 ・学年学級経営 ・ソーシャルスキル・特別活動

□児童への指導

・ソーシャルスキル ・交流活動 ・学習活動他



(3) 児童に培う力とその育成に向けた具体的取□自尊感情と自己有用感□規律を守った学校生活□美しいものを美しいと言える素直な心□みずみずしい感性□他者とのちがいを正しく認識できる力□他者のよいところを理解し、認め合える力□他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな□未知なるものに進んでチャレンジする力□失敗しても何度も粘り強く取り組む力□試行錯誤を繰り返すことができる力		【具体的な取り組み】① ・一人一人の活躍の場の設定(学・付けたい力を明らかにした「空間を行動をふり返る時間のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
□他者とのコミュニケーションを図る力 □ストレスに適切に対処できる力	児童の成児童の個	取り組み】② 課への即時かつ具体的評価(コメ 性を認め合う場の設定 ル及びコミュニケーションスキル

- 学級経営の充実)
- 分かる授業」実践
- 設定
- な体験活動の設定
- 推進
- 設定
- ントや言葉かけ等)
- の育成
- ・成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、 善悪の判断力等の育成等

(4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた 組織と具体的取り組み

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ防止対策会議」 を置く。

飯能市立美杉台小学校「いじめ防止対策会議」(い	ジめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)			
○校内職員:校長、教頭、教務主任、養護教諭、	特別支援コーディネータ、各学年主任、生徒指導主			
任、教育相談主任、				
○学校運営協議会	主に情報提供等で			
○校外関係者:PTA会長、PTA副会長、学校運営協議会、地区民生児童委員				
(事案により、スポーツ少年団団長、町内会長、	市役所子育て支援課等)			
【具体的な取り組み】				
□本校のいじめ防止基本方針の策定・修正	□いじめを許さない環境づくり			
□相談・通報の窓口	□いじめに係る情報収集といじめであるかの判断			
□加害・被害児童への指導・支援	□重大事態発生時の調査機関			

- ※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸課題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじ め防止に係る具体的な取り組みを行う。
- (5) 児童の主体的な取り組み
 - □児童会を中心として「いじめ0宣言」等を発したり、縦割り班活動を充実させたりする。
 - □高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加する。

	(6) 家庭や地域との連携
	□年度当初の学校だより等で本校いじめ防止基本方針やの周知を行う。
	□年度当初及び随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
	□交通安全ボランティアや外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を励行する。
3	早期発見の在り方と取り組み ~起こる前の手立てを最優先に~
	(1) 早期発見に向けた取り組み
	□いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
	・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
	・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
	□いじめと悩みに係るアンケート調査
	・年6回の思いやりアンケート(5月・7月・9月・11月・1月・3月)とその対応
	アンケート内容は、そのときの児童の実態に応じて設定→発見事由に対しては、後述の対応を実施

・教職員のいじめ対応の評価と改善(学校評価7月、12月)

・思いやりアンケート

いじめのアンケートだけではなく日々の困ったことなどの悩みを聞けるアンケートを実施して子どもた ちの声をきこうとするもの。

- □不断の子どもたちの見取り情報の交換 (学年会・生徒指導会議等)
- 日々の授業の充実
- 自己有用感と自尊感情の醸成

【学校におけるいじめのサインの例】	〈指導の指針より) >
□急な体調不良 □遅刻や□	₽退の増加 □]授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
□学用品、教科書、体育着等の紛気	ト □学用品の破損	員、落書き □授業への遅参
□保健室への来室の増加	□日頃交流のない児	記 童との行動
□発言や言動に対する皮肉や失笑、	笑いの頻発□□]多数児童からの執拗な質問
□図工や家庭科、書写等での衣服の	○過度な汚れ □]業間や休み時間の単独行動
□特定児童の発言へのどよめきや目	目配せ □]突然のあだ名
□特定児童からの逃避	□特定児童の持ち物か	3らの逃避 等

(2) 早期発見に係る組織

- □教職員間の情報交換
 - ・こまめな不断の情熱交換(けんかやふざけあいでも、被害性に着目し、判断)
- ・特に学年間の情報交換を重視
- ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換
- ・保健室や教育相談室からの情報提供とその共有
- ・児童からの情報の活用(必ず迅速に対応)
 - □教育相談体制
- ・心配される児童への定期的な相談の実施

	・教育相談主任を中心とした相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底
	□特別支援教育コーディネーター
	・児童の実態把握と適切な支援への助言
	・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり
	□保護者からの訴えに係る窓口の一本化
	・教頭、教務主任を窓口として、いじめの通報や情報に対応
	・全教職員への報告と周知
	□相談体制の整備
	・児童、保護者及び教職員が、いじめに係る相談を行うことができるような体制の整備と周知
	・教育センターのおける教育相談 ・さわやか相談員の活用
	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 等
((3)家庭や地域との連携
	□家庭との連携
	・学校だよりや学年だより、学級だよりによる子どもたちの活動の広報
Г	・いじめ等に係る学校の考え方の周知 (PTA総会や諸会合、学校だより等で)
	【家庭でのいじめのサイン例】 〈指導の指針より〉
	□登校しぶり □転校の希望 □外出の回避 □感情の起伏の顕著化
	□教師や友だちへの批判増加 □隠し事の発覚 □家庭でのお金の紛失
	□荒くなる金遣い □長時間の長電話や過度に丁寧な対応 □衣服の不必要な汚れ
	□体への傷やいたずらの痕跡 □保護者来校の拒絶 □過度なネットへの対応 □地域との連携
	学校だよりによる教育活動の広報と周知
	・登下校時の路上指導等をとおした児童の実態の情報交換
	【地域で見られるいじめのサイン例】 〈指導の指針より〉
	□登下校中の特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
	□一人だけ離れて登下校している。 □故意に遅れて登下校している。
	□地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
	□公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
	□コンビニや商店街で、物品や飲食料をおごらされている。
4	いじめに対する具体的な措置 ~早期かつ即時対応&組織的対応~
	【独自の判断をせずに素早く対応】
	×「様子を見よう」「悪ふざけだろ」「単なるけんかだろう。」…の考えは捨てる。
	□「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
	□「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
	□「いじめられている子どもの側に立つことを大前提にして判断する。」
	□「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(1)素早い事実確認

- ①速やかな報告の徹底(複数対応)
 - ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任、学年主任、生徒指導、教育相談、特別支援教育コーディネーター → 教頭・教務 → 校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
 - ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成する。教頭へ提出する。
 - ・教頭により、第1時緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

〈報告書の内容〉

	○日時	○場所	○被害児童	○加害児童	○内容・∜
--	-----	-----	-------	-------	-------

- ○情報受信者
 - ②第1次緊急対応会議

【第1次緊急対応会議】当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

- (1) 構成人員
 - ○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○担任 ○学年主任と当該学年教員
 - ○養護教諭 ○特別支援コーディネーター ○教育相談主任
- (2) 資料

□いじめ発見報告書□被害・加害児童の家庭環境調査票

- (3)会議内容
 - ①事実確認のための必要事項→【いじめ対応に係る確認聞き取り票】を活用
 - ・いじめの状況(日時・場所・人数・様態 等)
 - いじめの動機や背景・時系列
- ・時系列での事実の把握
 - ・被害児童と加害児童の家族環境や日頃の言動や性格、その特徴
 - ・本件について家庭が知っていること
 - ・教職員や周辺児童が知っていること
 - ・これまでの問題行動等
- ②事実確認の計画
 - ・事実確認のための役割分担
 - ・被害児童への聞き取り
- ・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り
- ・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施 → 【第1次緊急対応会議における聞き取り票】

(1)被害児童への聞き取り

- □教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- □いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならず に気持ちに寄り添って話を聞く。
- (2) 加害児童への聞き取り
 - □いじめを行っている時の気持ちなどについて聞く。
 - □いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に 聞く。
 - □「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

- (3)周辺児童への聞き取り
 □事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
 □内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
 □事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
 (4)被害児保護者、加害児保護者に対して
 □保護者とは直に会って面談を行う。
 □保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明をする。
 □保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。
 - ・校長 → 教頭・教務主任 → 全職員 のルートで確認事実を周知する。
 - (2)組織的対応について

①第2次緊急対応会議

【第2次緊急対応会議】 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

- (1) 指導方針及び指導体制の決定
 - □第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
- ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
 - □実際の対応 → 【対応記録票に記録】
 - ①被害児童への対応班
 - →学年主任、担任、養護教諭、教育相談主任
 - ②加害児童への対応班
 - →学年、担任、生徒指導主任
 - ③周辺児童への対応班
 - →学年、教務(教頭)、
 - ④該当児童保護者への対応班
 - →教頭(教務)、学年主任(担任)

全教員で分担する。



全部の班で、いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

被害児童対応班

- □つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- □具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- □いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- □自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。

加害児童対応班

- □行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- □グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りする。
- □いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- □きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- □長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

周辺児童対応班

- □いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- □はやし立てる行為、見て見ぬふりをすることもいじめであることを再度認識させる。
- □いじめを発見した場合の具体策や通報の仕方について再度確認する。
- □いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行動であるかについて指導する。

被害児童保護者対応班

- □確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- □再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- □学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

加害児童保護者担当班

- □確認した事実関係を正確に伝える。
- □今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- □謝罪について相談の上、確認する。
- ○全て、時系列で、記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。
- ○完全ないじめ解消を、全教職員で確認する。
 - いじめが解消されている状態
 - ①いじめに係る行為が止んでいる ②被害児童が心身の苦痛を感じていない

【ネットいじめへの対応】

- □ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等(名誉毀損、プライバシー侵害、誹謗中傷等) を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は、教育委員会に報告すると共に、飯能警察署 及び法務局等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに飯 能駅前交番、飯能警察署に通報し、適切な支援を求める。
- □情報セキュリティーポリシーに係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては、第5学年の学習において、保護者に対しては、PTAと連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

5 重大事態への対応

ľ	いじめに	よる	重大	事能
---	------	----	----	----

- □当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- □当該児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされているとき
- □児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

〈重大事態と想定されるケース〉

- ×児童が自殺を図った場合
- ×身体に重大な傷害を負った場合
- ×金品等に重大な被害を被った場合
- ×精神性の疾患を発症した場合

(1)調査組織の設置と調査の実施

- □本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に、飯能市教育委員会、埼玉県教育委員会の支援と協力を仰ぐ。
- □具体的な調査組織の構成員については、飯能市教育委員会の指示を仰ぐ。

(弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー 等)

- (2) 校内の連絡と報告体制について
- □校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制及び「本校危機管理マニュアル」 内の「学校事故対応マニュアル」に基づいて行う。
 - (3) 重大事態の報告
- □重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに飯能市教育委員会に報告する。
 - (4)外部機関との連携
- □飯能市教育委員会の指示のもとに、飯能市教育センター、飯能警察署、所沢児童相談所、西部 教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図る。
- □指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

6 教育相談体制と生徒指導体制について

- (1)教育相談の基本的な考え方と活動計画
- □児童アンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- □担任、学年主任、教育相談部員がとらえられたいじめ案件に対し、教育相談を行う。
- □担任、学年主任、教育相談部員は、必要な場合、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行う とともに、定期的な情報の報告を行う。(報告窓口:教頭、教務主任→生徒指導主任へ)
 - (2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画
- □日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- 口とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- □「美杉っ子のよいこの生活」に基づき、児童へ統一された指導を行う。
- □問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・職員会議、毎週の職員集会、生徒指導会議等を活用
 - ・事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告

7 校内研修

- (1) いじめに関する研修の基本的な考え方
 - □いじめ防止といじめ対応に係る研修会を、年間計画の中に定期的に位置づける。
 - □児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
 - □PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
 - □児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。
- (2) 具体的な取り組み
 - □ P T A にも働きかけ児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
 - □学校課題研修「学び合い」の研修を通し、児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践を 行うべく、講師を招聘して研修会を実施する。
 - □いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を 年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。

8 学校評価

- (1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方
 - □児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
 - □保護者に対しては、年に一度アンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置づけ、広く、こまめ に情報を得るようにする。
 - □教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ 改善に取り組めるようにする。
 - □学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。
- (2) 家庭や地域との連携
 - □学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
 - □家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と 早期解決に向けた対応を行う。
- (3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進
 - □本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
- ・短期評価 → ステージ毎の定期的な児童アンケートや情報交換などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善
- ・中期評価 → 各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取り組み評価を実施し 各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善

個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善

・長期評価 → 中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善

9 その他

- (1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出
 - □本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
 - □一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
 - □取り出し指導や研修参加の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。
- (2) 教師の指導力の向上
 - □「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
 - □めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
 - □日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。
- (3) スポーツ少年団等との連携
 - □スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、本校スポーツ少年 団本部や各団の関係保護者をとおして連携や共通理解を図る。
 - □問題となる事案が発生した場合、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と 同様に対応していく。
- (4) 各自治会や子ども会、おやじの会との連携
 - □おやじの会、青少年健全育成会主催の球技大会やドッジボール大会、地区の美杉台フェスタや夏祭 り等の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
 - □問題となる事案が発生した場合、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と 同様に対応していく。
- (5) 周知徹底のために
 - □イメージシートを作成し、研修の際に意識共有をおこなう。